

強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の
取扱いについて

16生産第8263号 平成17年4月1日 農林水産省生産局長 農林水産省総合食料局長 農林水産省経営局長	通知
--	----

改正 平成18年3月31日17生産第8568号
最終改正 平成19年3月30日18生産第9315号

このことについて、強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成17年4月1日付け16生産第8263号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）の一部を別紙のとおり改正したので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

(別 紙)

第1 事業の実施

1 実施設計書の作成

(1) 事業実施主体は、事業実施計画等に基づき強い農業づくり交付金による対策（以下「本対策」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ理事会の議決等所要の手続きを行って事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(2) 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における理事会の議決等所要の手続きを行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により、施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案又は事業計画案を作成し総会等の議決を得るものとする。

なお、予算の計上又は事業計画の作成に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

3 地元負担金の調達

地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）の賦課、徴収等の手続きについては、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会（以下「農協連」という。）又は土地改良区にあっては、それぞれの関係法規の定めるところ等により、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体等にあっては、関係者の総会等によって議決して行うものとする。

なお、地元負担金の調達にあっては適正な賦課基準等を定めて行うとともに、寄付金品を受けて、これに当てる場合には、その旨を明確にしておくものとする。

4 その他関係法規に基づく許認可

本対策に係る事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年7月15日法律第229号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体等は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

5 工事の着手

(1) 事業実施主体は、本対策に係る事業に着工するときは、速やかにその旨を別記様式第1号により、都道府県知事に届け出るものとする。

ただし、強い農業づくり交付金実施要領（以下「実施要領」という。）第2の3に基づき、交付決定前に着工する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、市町村長又は都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を別記様

式第2号により、都道府県知事に提出するものとする。

- (2)(1)のただし書により交付決定前に着工する場合については、事業実施主体は、本対策に係る事業について、事業の内容が的確となり、かつ、交付金の交付が確実となっており、着工するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の文書番号を記載するものとする。

- (3)(1)のただし書により交付決定前に着工する場合については、都道府県知事は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、本対策に係る事業が適正に行われるようにするものとする。

6 事業の施行

(1) 施行方法

事業は次のアからエに掲げるとおり直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施行方法は、原則として請負施行によるものとする。

また、共同利用機械及び器具の施行方法は、直営施行によるものとし、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積を徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。なお、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式第3号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。なお、(イ)及び(ウ)に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- (ア) 事業実施主体が農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体等である場合であって、競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

- (イ) 一般競争入札に付して入札者がいない場合

- (ウ) 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

なお、都道府県及び市町村は、業務の執行に当たり、適時適切な指導を行うとともに、必要に応じ、担当官を現場説明や入札に立ち会わせるものとする。

ア 直営施行

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行すると

もに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期するものとする。

(ア) 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。なお、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式第3号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。なお、b及びcに掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- a 事業実施主体が農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体等である場合であって、競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合又はP F I事業であって事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づき実施する場合
- b 一般競争入札に付して入札者がいない場合
- c 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

(イ) 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

(ウ) 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

ウ 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行とする場合は、第1の1の(1)に定める理事会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

エ 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農協又は農業者の組織する団体等が、事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農協連（以下「代行者」という。）と共同利用施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

(ア) 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別記様式第4号により、代行施行によることの理由を明確にし、理事会の議決等所要の手続を行うものとする。

(イ) 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別記様式第3号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。なお、a及びbに掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 一般競争入札に付して入札者がいない場合

b 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

(ウ) 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び委託を受けた受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施

主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

(エ) 施工業者の選定

建築施工業者、機械、施設の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

また、事業実施主体は施工業者選定後、速やかにその結果を別記様式第3号により、都道府県知事に報告するものとする。

(オ) 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

(カ) 工事監督

受託代行者は、(エ)により施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、(ウ)の施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

(キ) 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

(ク) 精算

事業実施主体は、受託代行者から共同利用施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

(2) 契約の適正化

本対策に係る契約については、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手

続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

7 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。
- (2) 分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、特定農業団体、その他農業者の組織する団体等の根拠法規のない場合にも請求書を発行する等の方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに徴収の都度、領収書を発行しておくこと。
- (3) 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- (4) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- (5) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

8 未しゅん功工事の防止

共同利用機械・施設等の整備について、事業実施主体は、「未しゅん功工事について」（昭和 49 年 10 月 21 日付け 49 経第 2083 号農林事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の防止について」（昭和 55 年 3 月 1 日付け 55 経第 312 号農林水産大臣官房長通知）及び「未しゅん功工事の防止について」（昭和 55 年 10 月 30 日付け 55 経第 1995 号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

第 2 附帯事務費

1 交付対象となる附帯事務費

交付対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業に要する総事業費に別表第 1 に定める交付対象事業費別の附帯事務費の率を乗じて得た額以内とする。

2 附帯事務費の使途基準

都道府県附帯事務費及び市町村附帯事務費の使途基準については、産地競争力の強化に向けた総合的推進、輸入急増農産物における産地構造改革の推進、新規就農の促進、卸売市場施設整備の推進にあつては別表第 2 の 1、認定農業者等担い手育成の推進、飼料基盤活用の促進、農地利用集積の推進にあつては別表第 2 の 2 に掲げるとおりとする。

第 3 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別記様式第 5 号により、都道府県知事に届け出るものとする。

市町村長又は都道府県知事は、必要に応じ本対策に係る事業のしゅん功検査等を実施し、

不適正な事態がある場合は手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書等を添付して都道府県知事に報告するものとする。

なお、市町村長又は都道府県知事は当該報告がなされた場合、交付決定に基づく交付対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

3 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第4 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る、次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

1 予算関係書類

- (1) 事業実施に関する議会（総会）の議事録及び代行施行の選択（別記様式第4号）
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分（負）担金賦課明細書
- (4) その他

2 工事施工関係書類

（直営の場合）

- (1) 実施設計書、出来高設計書
- (2) 工事材料検収簿、同受払簿
- (3) 賃金台帳、労務者出面簿
- (4) 工事日誌及び現場写真
- (5) その他

（請負の場合）

- (1) 実施設計書、出来高設計書
- (2) 入札てん末書
- (3) 請負契約書
- (4) 工事完了届及び現場写真
- (5) その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳

(3) 証拠書類 (見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等)

(4) その他

4 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、交付決定に当たっての書類及び設計書等

5 施設管理関係書類

(1) 管理規程又は利用規程

(2) 財産管理台帳

(3) その他

第5 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

(1) 土地基盤整備等

工事費 (支給品費を含む。以下同じ。) 用地費及び補償費 (土地改良法第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業に限る。) 測量試験費 (実施設計書を含む。) 換地費 (土地改良法第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業に限る。) 並びに工事雑費

(2) 共同利用機械・施設整備、農業研修教育・農業総合支援センター施設整備及び卸売市場施設整備

工事費 (製造請負工事費及び機械器具費を含む。また、卸売市場施設整備にあつては施設の取得費を含む。以下同じ。) 実施設計費及び工事雑費

2 交付対象事業費の構成

交付対象事業費の構成は、土地基盤整備等にあつては別表第 3 を、共同利用機械・施設整備、農業研修教育・農業総合支援センター施設整備及び卸売市場施設整備にあつては、別表第 4 を標準とする。

3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1 事業が 2 以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費 (現場管理費、一般管理費等) を計上しないものとし、土地基盤整備等にあつては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料についてのみ計上できるものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

(1) 土地基盤整備等

土地基盤整備等については、団体営級の同種の公共事業に準じて積算するものとする。

ただし、支給品費、第 3 セクター等 (実施要綱の別表の事業実施主体の欄に掲げる公社をいう。) が事業実施主体である事業 (以下「公社営事業」という。) の現場管理費及び一般管理費等並びに工事雑費の積算及び取扱いについては (2) に定めるところによる。

(2) 共同利用機械・施設整備、農業研修教育・農業総合支援センター施設整備及び卸売市場

施設整備

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

なお、機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

a 工事費は、都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機、附属作業機等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

b 工事価格の積算は、原則として、土地基盤整備等にあつては「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林事務次官依命通知)、「土地改良事業等請負工事標準積算基準」(平成5年2月22日付け5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知)及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」(昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知)に準じて、共同利用機械・施設の整備にあつては「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について(平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知)に準じて行うものとする。

(イ) 支給品費

a 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

c 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表第5に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行う

ものとする。

(エ) 諸経費

a 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等又は直営施行における公社が必要とする別表第 6 に掲げる現場管理費及び別表第 7 に掲げる一般管理費等とする。

b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

ただし、直営施行における公社の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

(オ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器具費、消耗品及び委託費又は請負費とする。

ウ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

エ 用地費及び補償費

(ア) 用地費及び補償費は、土地基盤整備等における用地の買収費、工事に伴う補償金、補償工事費等とする。

(イ) 土地基盤整備等に係る用地の買収又は賃借に要する費用及び補償費の積算は「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和 38 年 3 月 23 日付け 38 農地第 251 号（設）農林省農地局長通知）に準じて行うものとする。

オ 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施行するに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表第 8 に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の 3.5 パーセントに相当する額以内とする。

なお、公社一般管理費については、公社が都道府県知事と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

カ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の 5 パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は 2,000 万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下の（ア）から（ウ）までの要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

（ア）交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が 10 億円を超えること。

（イ）施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

（ウ）各設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

第 6 本対策により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

実施要領別記 の第 13 の 2 に定めるところにより管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、強い農業づくり交付金実施要綱（以下「実施要綱」という。）別表の事業実施主体欄に定められた施設の事業実施主体の範囲とする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

なお、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 244 条の 2 の規定に基づく「公の施設」については、条例の定めるところにより地方公共団体から指定を受けた法人その他の団体に委託する場合には、実施要綱別表の事業実施主体欄に定められた施設の事業実施主体以外の民間事業者であっても、施設の管理を行うことができるものとする。

2 管理方法

（１）事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、「補助金等交付事務の取り扱いについて」（昭和 39 年 11 月 19 日付け 39 経第 4085 号）農林大臣官房経理課長通知）様式第 3 号による財産管理台帳を備え置くものとする。

（２）事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。

（３）（２）の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

- キ 利用料に関する事項
- ク 保全に関する事項
- ケ 償却に関する事項
- コ 必要な資金の積立に関する事項
- サ 管理運営の収支計画に関する事項
- シ その他必要な事項

(4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分等の手続

(1) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、施設等について、その処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条の別表による処分制限期間をいう。以下同じ。）内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、別記様式第6号により、都道府県知事の承認を受けなければならない。

この場合において、都道府県知事は、当該申請の内容を承認するときは、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」（平成元年3月31日付け元経第594号農林水産大臣官房経理課長通知）等に留意し、その必要性を検討するとともに、あらかじめ、別記様式第6号により、地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「農林水産大臣等」という。）の承認を受けなければならない。

(2) 都道府県知事が事業実施主体として、(1)に定める財産処分をしようとするときには、別記様式第6号により、農林水産大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。

(3) (1)又は(2)の場合にあって、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いの特例について」（平成16年9月7日付け16経第702号農林水産大臣官房経理課長通知。以下「特例通知」という。）の要件に該当する場合は、事業実施主体は特例通知に基づき財産処分等の承認申請を行うことができるものとする。

なお、手続等については(1)及び(2)に準ずるものとする。

4 利用目的の変更

都道府県知事は、実施要領別記 の第1の2の(1)の力、第2の2の(1)、第3の2の(1)、実施要領別記 の第1の2の(1)のシの(ア)のbに定める改善計画に沿った利用を行っても、適正かつ効率的な利用が期待し難いと判断され、かつ、本対策実施当初の政策目的に対応した交付対象範囲の施設として引き続き有効活用を図ることが確実と認められる場合に限り、事業実施主体に対し、施設の利用目的の変更を検討させ、3の財産処分等の手続を行わせることができる。

なお、この場合においては、当該施設等の処分制限期間内において従前の補助条件を継承することとし、目的外使用により事業実施主体に収益がある場合を除き、国庫補助金相当額の納付は要しないものとする。

5 増築等に伴う手続

- (1) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別記様式第7号により、都道府県知事に届け出るものとする。
- (2) 都道府県知事は（1）による届け出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、別記様式第7号により、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長及び農林水産省経営局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。
- 都道府県が事業実施主体として（1）に定める増築等の届け出を行う場合も同様とする。

6 災害の報告

- (1) 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、都道府県知事は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

- (2) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、別記様式第8号により、都道府県知事に報告するものとする。

都道府県知事は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し別記様式第8号により、地方農政局長等に報告するものとする。なお、都道府県が事業実施主体として災害による報告を行う場合も同様とする。

7 移管手続

- (1) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、施設等について、処分制限期間内に農協等の広域合併等により移管を行ったときは、直ちに、別記様式第9号により、都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、（1）の報告を受けたときは、当該施設等の移管状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要及び対応措置等を付し別記様式第9号により、地方農政局長等に報告するものとする。

第7 事業実施の手続

- 1 事業実施主体（都道府県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が事業実施主体である場合を除く。）は、第1の1の（1）、第1の5の（1）、第1の6の（1）のイの（ア）及びエの（イ）、第3の1、第3の2、第6の3の（1）及び（3）、第6の4、第6の5の（1）、第6の6及び

第6の7の(1)の規定に基づき報告等を行う場合は、市町村長(実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長(一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長。以下同じ。))とする。

また、卸売市場施設整備の推進であって市町村が開設する卸売市場に係るものについては開設者たる市町村長とする。以下同じ。)を経由するものとする。

なお、実施要領第2の2の(1)のただし書に基づき承認を受けた事業実施主体は、市町村長を経由せずに都道府県知事に提出することができるものとする。

- 2 市町村長は、1の本文に基づき報告等があった場合は、必要な指導及び調整等を行い都道府県知事に提出するものとする。

第8 その他

以下により実施した事業及びこれらの関連事業により整備した施設等の管理運営等については、本通知の第6の規定を準用するものとする。

- 1 「地域農業生産総合振興対策基本要綱」(昭和54年5月17日付け54農蚕第3288号農林水産事務次官依命通知)
- 2 「地域農業生産総合振興対策実施要領」(昭和54年5月17日付け54農蚕第3289号農林水産事務次官依命通知)、「新地域農業生産総合振興対策基本要綱」(昭和57年5月17日付け57農蚕第2706号農林水産事務次官依命通知)、「新地域農業生産総合振興対策実施要領」(昭和57年5月17日付け57農蚕第2707号農林水産事務次官依命通知)
- 3 「農業生産体質強化総合推進対策基本要綱」(昭和62年5月20日付け62農蚕第1822号農林水産事務次官依命通知)、「農業生産体質強化総合推進対策実施要領」(昭和62年5月20日付け62農蚕第1823号農林水産事務次官依命通知)
- 4 「先進的農業生産総合推進対策基本要綱」(平成4年4月9日付け4農蚕第2404号農林水産事務次官依命通知)、「先進的農業生産総合推進対策事業実施要領」(平成4年4月9日付け4農蚕第2405号農林水産事務次官依命通知)
- 5 「農業生産体制強化総合推進対策基本要綱」(平成7年4月1日付け7農蚕第1839号農林水産事務次官依命通知)、「農業生産体制強化総合推進対策事業実施要領」(平成7年4月1日付け7農蚕第1840号農林水産事務次官依命通知)
- 6 「農業生産総合対策事業実施要領」(平成12年4月1日付け12農産第1550号農林水産事務次官依命通知)
- 7 「生産振興総合対策事業実施要綱」(平成14年4月1日付け13生産第10198号農林水産事務次官依命通知)
- 8 「畜産総合対策基本要綱」(昭和57年5月17日付け57畜B第1108号農林水産事務次官依命通知)、「畜産総合対策事業実施要領」(昭和57年5月17日付け57畜B第1109号農林水産事務次官依命通知)
- 9 「畜産総合対策基本要綱」(昭和62年5月20日付け62畜B第1468号農林水産事務次官依命通知)、「畜産総合対策事業実施要領」(昭和62年5月20日付け62畜B第1469号農林水産事務次官依命通知)
- 10 「畜産活性化総合対策基本要綱」(平成4年4月9日付け4畜B第709号農林水産事務次官依命通知)、「畜産活性化総合対策事業実施要領」(平成4年4月9日付け4畜B第710号農林水産事務次官依命通知)

- 1 1 「畜産再編総合対策基本要綱」(平成 7 年 4 月 1 日付け 7 畜 B 第 370 号農林水産事務次官依命通知)、「畜産再編総合対策事業実施要領」(平成 7 年 4 月 1 日付け 7 畜 B 第 371 号農林水産事務次官依命通知)
- 1 2 「畜産振興総合対策事業実施要綱」(平成 12 年 4 月 1 日付け 12 畜 B 第 310 号農林水産事務次官依命通知)、「畜産振興総合対策事業実施要領」(平成 12 年 4 月 1 日付け 12 畜 B 第 312 号農林水産省畜産局長通知)
- 1 3 「高生産性水田農業確立緊急対策事業実施要領」(昭和 62 年 7 月 24 日付け 62 構改 B 第 859 号農林水産省構造改善局長通知)
- 1 4 「輸入急増農産物対応特別対策事業実施要綱」(平成 14 年 4 月 1 日付け 13 生産第 10126 号農林水産事務次官依命通知)
- 1 5 「飼料基盤活用促進事業実施要綱の制定について」(平成 16 年 3 月 30 日付け 15 第 5014 号農林水産事務次官依命通知)
- 1 6 「農業構造改善事業促進対策実施要領」(昭和 37 年 5 月 25 日付け 37 振 A 第 3261 号農林事務次官依命通知)
- 1 7 「第 2 次農業構造改善事業促進対策要綱」(昭和 44 年 9 月 1 日付け 44 農政第 4355 号農林事務次官依命通知)
- 1 8 「新農業構造改善事業促進対策要綱」(昭和 53 年 6 月 30 日付け 53 構改 B 第 1196 号農林事務次官依命通知)
- 1 9 「新農業構造改善事業促進対策(後期対策)要綱」(昭和 58 年 5 月 20 日付け 58 構改 B 第 755 号農林水産事務次官依命通知)
- 2 0 「農業農村活性化農業構造改善促進対策要綱」(平成 2 年 6 月 7 日付け 2 構改 B 第 558 号農林水産事務次官依命通知)
- 2 1 「地域農業基盤確立農業構造改善促進対策要綱」(平成 7 年 2 月 9 日付け 7 構改 B 第 89 号農林水産事務次官依命通知)
- 2 2 「農業経営総合対策実施要領」(平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 6627 号農林水産事務次官依命通知)

附則

- 1 次に掲げる各通知は、廃止する。
 - (1)「卸売市場施設整備事業の事務取扱いについて」(平成 4 年 7 月 31 日付け 4 食流第 2886 号農林水産省食品流通局長通知。以下「市場事務取扱い」という。)
 - (2)「生産振興総合対策補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」(平成 14 年 4 月 15 日付け 14 農産第 444 号農林水産省総合食料局長、生産局長通知)
 - (3)「農業構造改善補助対象事業事務取扱いについて」(昭和 39 年 8 月 25 日付け 39 農政 A 第 2158 号農林省農政局長通知)
 - (4)「地域農業基盤確立農業構造改善事業等の附帯事務費補助金及び推進費補助金の取扱いについて」(昭和 48 年 4 月 23 日付け 48 構改 B 第 1471 号農林省構造改善局長通知)
 - (5)「第 2 次農業構造改善事業促進対策補助対象事業費の取扱いについて」(昭和 50 年 9 月 20 日付け 50 構改 B 第 1818 号農林省構造改善局長通知)
 - (6)「経営構造対策補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」(平成 12 年 3 月 29 日付け 12 構改 B 第 329 号農林水産省構造改善局長通知)

(7) 「経営構造対策事業等の附帯事務費補助金及び推進事業費補助金の取扱いについて」(平成 12 年 3 月 29 日付け 12 構改 B 第 337 号農林水産省構造改善局長通知)

2 市場事務取扱いに基づく事業であって、その実施が平成 17 年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は効力を有する。

附則

この改正された要領は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。ただし、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

この通知は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

（ 提出
〇〇〇市町村長 印 ）

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

平成〇〇年度強い農業づくり交付金の着工届

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定のあったこの事業について、
下記のとおり着工しますので届け出ます。

記

事業種類	
事業内容 （施設名・処理量等）	
事業費（円）	
着工予定住所	
着工予定年月日	
完了予定年月日	
施行方法	
請負等業者	
工事監理者	

注：工程表を添付すること。

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

〔 提出
〇〇〇市町村長 印 〕
事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

平成〇〇年度強い農業づくり交付金の交付決定前着工届

強い農業づくり交付金事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工したいのでお届します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

取 組 名	事業実 施主体	施設区分	事業量	事業費	着工予定 年 月 日	しゅん功予定 年 月 日	理 由

別記様式第3号

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

（ 提出
〇〇〇市町村長 印 ）
事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

入 札 結 果 の 報 告

このことについて、別添のとおり競争入札の結果を報告いたします。

別添

対象施設等又は契約名	
入 札 の 方 法	
入 札 年 月 日	
入 札 参 加 業 者 数	
落 札 業 者 名	
落 札 価 格	（ 税 抜 ）
入 札 予 定 価 格	（ 税 抜 ）

入札予定価格は、未公表の場合「未公表」と記入

別記様式第4号

代行施行によることの理由の確認表

業務内容		検討内容
1 代行施行管理 (建設工事)	(1)実施設計書の作成又は検討	(製造請負工事と一体的に代行施行を選択する場合は、代行者が実施することとなるので、理由は不要。)
	(2)業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
	(3)入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
	(4)施工管理 施工管理者の確保 工程の調整 工事の監理 工事の検査 しゅん功検査、引き渡し	事業実施主体が、建設工事を設計図書(図面及び仕様書)と照合し、工事が設計図書のとおり実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。
2 製造請負管理 (製造請負工事)	(1)基本計画、仕様の作成	プラントの基本設計及び仕様の作成について、代行者の協力が必要な理由
	(2)業者選定の執行	事業実施主体が、適正にプラント業者等を選定できない理由
	(3)業者決定の執行	事業実施主体が、適正な競争見積を行うことができない理由
	(4)実施設計の検討	実施設計の検討を代行者に委託する理由
	(5)施工管理 施工管理者の確保 工程の調整 工事の監理 工事の検査 しゅん功検査、引き渡し	事業実施主体が、プラント工事を設計図書(図面及び仕様書)と照合し、工事が設計図書のとおり実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完了させることができない理由。

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

〔 提出
〇〇〇市町村長 印 〕

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

平成〇〇年度強い農業づくり交付金のしゅん功届

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定のあったこの事業について、
下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

事業種類	
事業内容 (施設名・処理量等)	
事業費(円)	
着工住所	
着工年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
〇〇法	
しゅん功検査年月日 (または予定日)	
引き渡し年月日 (または予定日)	
請負等業者	
工事監理者	

注：請負人等からの完了届の写しを添付すること。

〇〇県（都道府）知事 殿

提出
〇〇〇市町村長 印

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

平成〇〇年度強い農業づくり交付金で取得又は効用の増加した施設等の処分の承認申請について

平成〇〇年度において強い農業づくり交付金で取得又は効用が増加した施設等を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）する必要が生じ、その内容を検討したところ、事情やむを得ないと認められるので、下記のとおりその承認を申請します。

記

1 承認申請に係る施設等の概要

- (1) 地区名及び〇〇取組名
- (2) 事業実施主体名
- (3) 施設等の所在地
- (4) 施設等の構造、規格、規模等
- (5) 事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担額

(6) 取得年月日

2 承認申請の理由

3 承認申請に係る事項

- (1) 処分予定時期
- (2) 処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）の概要
 - ア 施設等の処分方法及び処分後の利用（稼働）計画

イ 処分に伴う条件等

（例）処分に伴う交付金相当額について返納致します。

ウ 処分数又は処分するために必要とする改造等の内容及び所要事業費

(3) その他

[添付書類]

- 1 実施計画書の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 事業実施状況報告書の写し又は最近 3 か年の施設等の利用実績
- 5 当該処分を検討した理事会議事録等の写し
- 6 その他農林水産大臣等が必要と認める書類

(注) 交換の場合にあっては、3の(2)に係る事項について次の事項を追加する。

(3) 交換の対象施設等の概要

- ア 施設等の所在地
- イ 施設等の構造、規格、規模等
- ウ 取得予定価格、取得方法
- エ 施設等の利用計画
- オ 交換に伴う条件等

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

（ 提出
〇〇〇市町村長 印 ）
事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

平成〇〇年度強い農業づくり交付金で取得又は効用の増加した施設等の増築
（模様替え、移転、更新等）届について

平成〇〇年度において強い農業づくり交付金で取得又は効用が増加した施設等を増築
（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 増築等の理由
- 2 増築等に係る施設等の概要
 - （1）地区名及び〇〇取組名
 - （2）事業実施主体名
 - （3）施設等の所在地
 - （4）施設等の構造、規格、規模等
 - （5）事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担額
 - （6）取得年月日
- 3 増築等の概要（例）
 - （1）増築等

増築	鉄骨スレート葺	〇〇m ²	事業費	〇〇〇	千円
増設	〇〇ライン	〇〇箱/日処理	事業費	〇〇〇	千円
 - （2）事業費の負担区分
 - （3）着工予定時期
 - （4）増築等の効果

[添付資料]

- 1 当初実施計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める書類

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

〔 提出
〇〇〇市町村長 印 〕
事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

平成〇〇年度強い農業づくり交付金で取得又は効用の増加した施設等の災害報告
について

平成〇〇年度において強い農業づくり交付金で取得又は効用が増加した施設等が災害（例：
台風〇〇号）により被災したので、報告いたします。

記

- 1 被災施設等の概要
 - （１）地区名及び〇〇取組名
 - （２）事業実施主体名
 - （３）施設等の所在地
 - （４）施設等の構造及び規格、規模等
 - （５）事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担金
 - （６）取得年月日
- 2 災害の概要
 - （１）災害の原因
 - 年 月 日台風第〇〇号による強風
（〇〇気象台調べ 〇時〇分 m / s（瞬間風速））
 - （２）被災の程度
 - 〇〇㎡の被覆材及びパイプの破損
破損見積額
- 3 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）
- 4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

[添付資料]

- 1 実施計画書の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 その他地方農政局長等が必要と認める書類

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

提出
〇〇〇市町村長 印

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

平成〇〇年度強い農業づくり交付金で取得又は効用の増加した施設等の事業実施
主体の合併に伴う取得財産の移管について

〇〇市〇〇〇農業協同組合と〇〇市〇〇〇農業協同組合は、農業協同組合法第 6 5 条、第 6
6 条により平成〇〇年〇〇月〇〇日合併設立を行い、〇〇農業協同組合となり、農業協同組
合法第 6 8 条により、平成〇〇年度強い農業づくり交付金により取得した財産の権利義務を〇〇
農業協同組合が継承したので、下記のとおり報告いたします。
なお、本施設等に係る交付決定通知の条件は、〇〇農業協同組合が遵守いたします。

記

1 概 要

地区名	事業実施の概要						合併後 の事業 実施主体名
	取組名	事業実施主体名	事業内容	事業費	交付金	取得年月日	

2 移管及び交付条件の継承に係る調整経過及び対応措置

別表第 1

附帯事務費の率

取 組 名	都 道 府 県 附 帯 事 務 費	市 町 村 附 帯 事 務 費	充当率	備 考
産地競争力の強化に向けた総合的推進 輸入急増農産物における産地構造改革の推進 飼料基盤活用の促進	1 . 0 %以内	(1 / 3 以内)	1 / 2 以内	
認定農業者等担い手育成の推進 農地利用集積の推進 (本土分) (沖縄分)	1 . 7 %以内 2 . 1 %以内	0 . 4 %以内 0 . 7 %以内	1 / 2 以内 1 / 2 以内	都道府県附帯事務費のうち専任職員設置に要する経費の交付金は、原則として都道府県附帯事務費交付金総額の 2 割以内とする。
新規就農の促進	0 . 9 %以内	0 . 3 %以内	1 / 2 以内	
卸売市場施設整備の推進	0 . 5 %以内	0 . 5 %以内	1 / 2 以内	

注 1 : 継続地区の取扱いについて、平成 1 6 年度以前から事業を継続するものについては、従前の率により取扱うものとする。

注 2 : 卸売市場施設整備の推進の市町村附帯事務費には、地方自治法第 2 8 4 条に定める一部事務組合、広域連合及び地方公共団体が主たる出資者となっている法人である場合を含む。

別表第 2

1 附帯事務費（産地競争力の強化に向けた総合的推進、輸入急増農産物における産地構造改革の推進、新規就農の促進及び卸売市場施設整備等の推進）の使途基準

区 分		内 容
旅 費		普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
賃 金		日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
共 済	費 用	賃金が支弁される者に対する社会保険料
報 謝	金 費	謝金
需 要	費 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務	費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料		会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費		当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費

2 附帯事務費（認定農業者等担い手育成の推進、飼料基盤活用の促進及び農地利用集積の推進）の使途基準

（１）都道府県附帯事務費

区 分		内 容
給 料		補助事業に直接従事する定数職員（地方公務員法第 22 条第 1 項に規定する職員を含む。）に対する一般職給（ただし、管理職の地位にある職員は除く。）
職 員 手 当 等		上記の給料が支弁されるものに対する扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へきち手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、児童手当
報 旅	酬 費	委員手当 普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
賃 共 済	金 費	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金、賃金が支弁される者に対する社会保険料
報 需	償 用 費 費	謝金 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費		通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） 自動車損害保険料（ただし、補助事業で取得したものに限る。）
使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 委 託 料 公 課 費		会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料 当該事業実施に直接必要な貨客兼用自動車、事業用機械器具等購入費 自動車重量税（ただし、補助事業で取得したものに限る。）

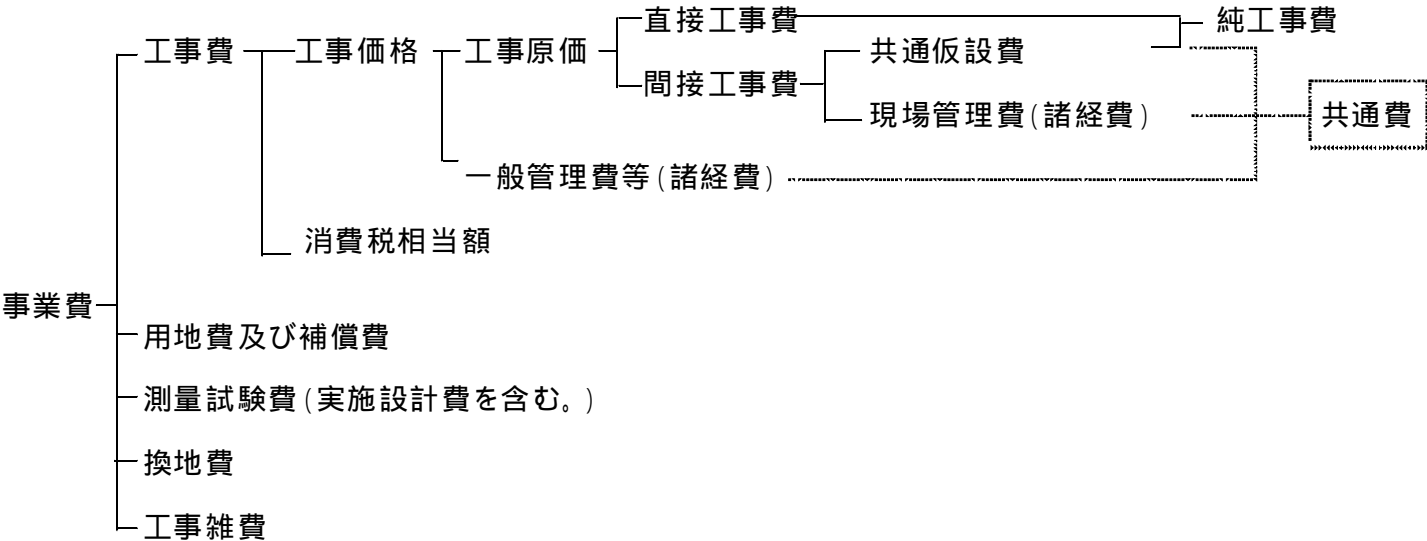
（２）市町村附帯事務費（認定農業者等担い手育成の推進、飼料基盤活用の促進、農地利用集積の推進及び新規就農の促進）

区 分		内 容
旅	費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
賃 共 報 需	金 費 費 費	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 賃金が支弁される者に対する社会保険料 謝金 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費		通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 委 託 料		会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料 当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費

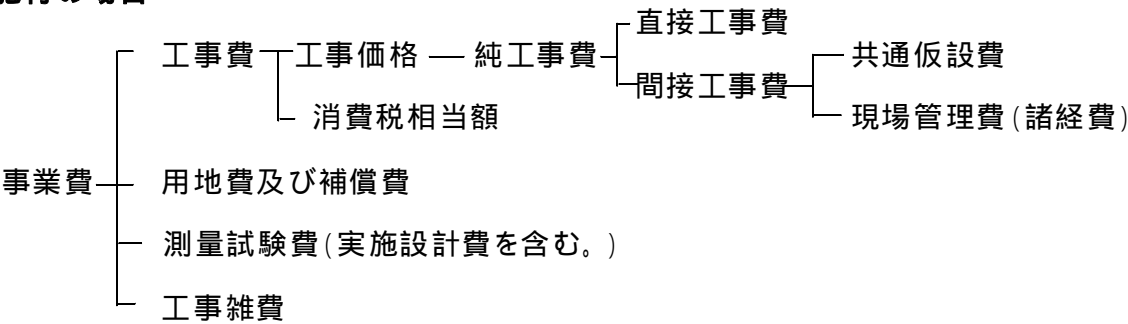
注：飼料基盤活用の促進の使途基準は都道府県附帯事務費に準じる。

別表第3

土地基盤整備等の事業費構成の標準
ア 請負施行の場合



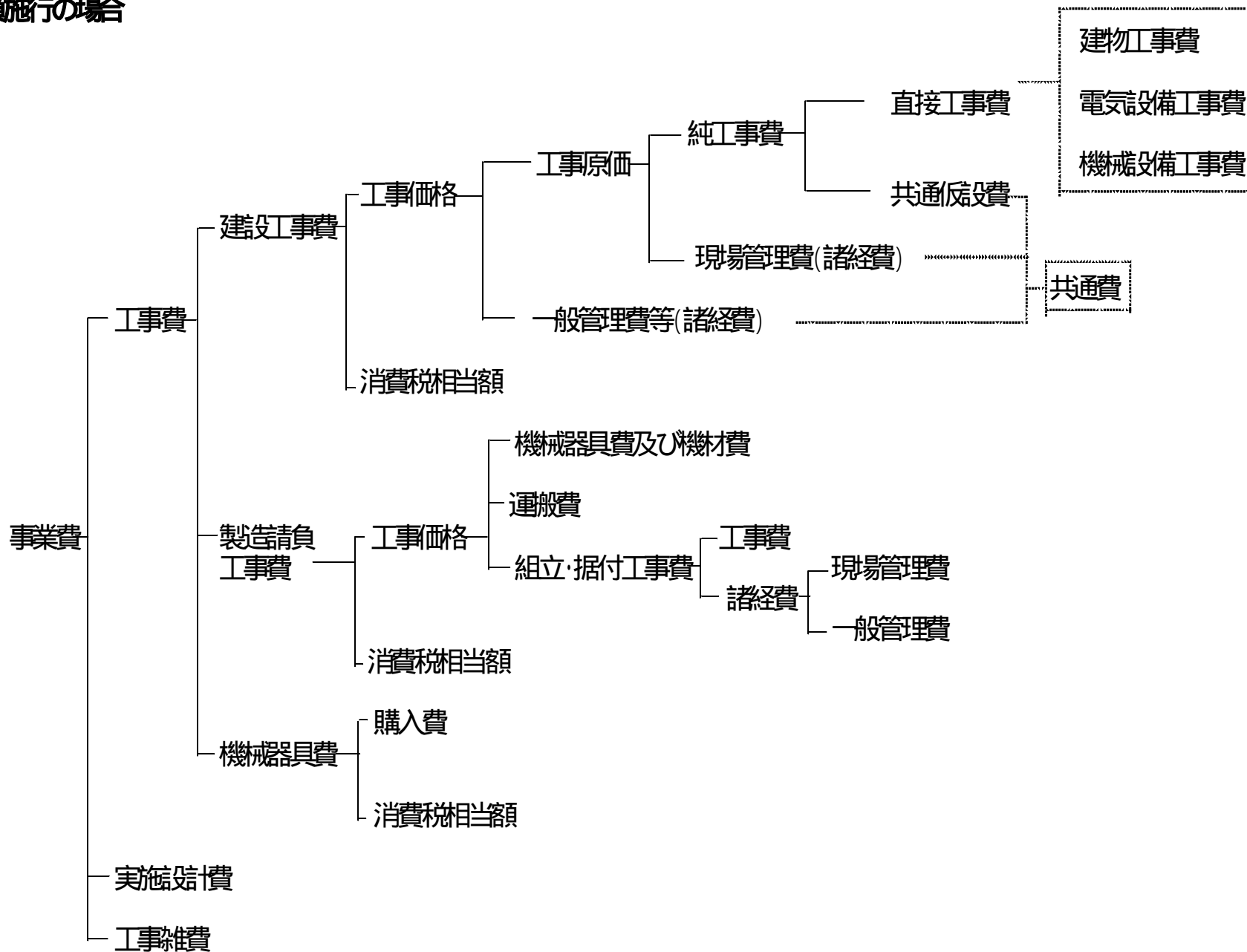
イ 直営施行の場合



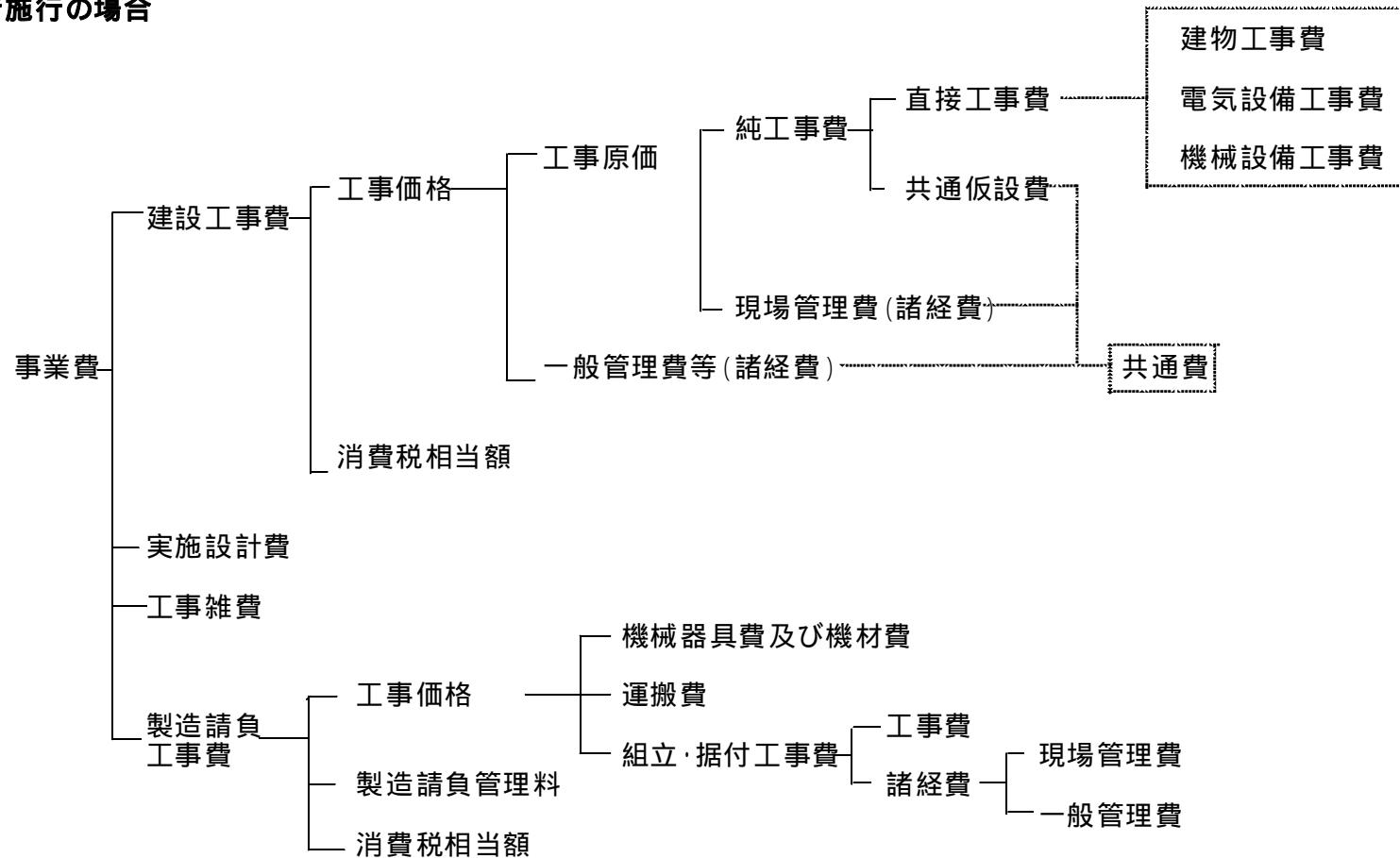
注:この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要領」に準拠したものである。

別表第4

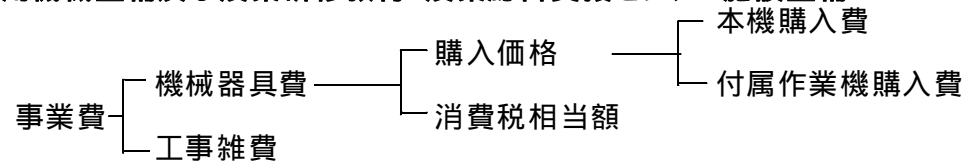
共同利用機械・施設整備 農業研修教育・農業総合支援センター施設整備及び卸売市場施設整備の事業費構成の標準
 共同利用施設整備及び農業研修教育・農業総合支援センター施設整備
 ア 請負施行の場合



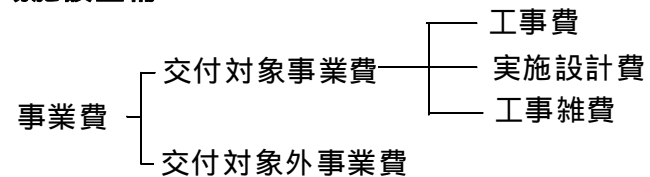
イ 代行施行の場合



共同利用機械整備及び農業研修教育・農業総合支援センター施設整備



卸売市場施設整備



別表第 5

共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
機 安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

別表第 6

現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従 業 員 給 与 手 当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費 事 務 用 品 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用 事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費 補 償 費	通信費、旅費及び交通費 工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配布額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

別表第 7

一般管理費

区 分	内 容
役 員 報 酬 従 業 員 給 料 手 当	取締役及び監査役に要する経費 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費 事 務 用 品 費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等 事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動 力 用 水 光 熱 費	電力、水道、ガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用品等の原価償却額
試 験 研 究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

別表第 8

工事雑費

区 分	内 容
報賃共需 済用 役委旅 務託 使用料及び賃借料 備品購入費 公課費 代行施行管理料 公社一般管理費	用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務 日々雇業者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金） 賃金に係る社会保険料 消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費、食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。） 通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、雑役務費 測量、設計、登記等の委託費 事業実施の打合せ等に必要な旅費 土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料 事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具 代行施行における受託代行者の事業施行管理料 公社営事業における公社の本社経費等